

2023年 1月 23日

協力会社のみなさまへ

株式会社奥村組

優良職長制度の改定について

謹啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社では2022年度より優良職長制度を改定し新制度にて運用しておりますが、新制度を活用された方々からの課題や要望に対応すべく、2023年4月より優良職長制度を一部改定いたします。

つきましては、主な改定内容および留意事項を以下のとおりお知らせいたします。協力会社のみなさまにおかれましては、優良職長制度へのご理解のほどよろしくお願いいたします。

謹白

記

【主な改定点】

①エリアマイスター、スーパーマイスター認定者は、応援者として従事した場合も手当支給対象といたします。

現行制度では、優良職長はあくまで職長の立場で現場に従事する場合に限り手当支給対象としていました。しかし、とりわけエリアおよびスーパーマイスター認定者については、自身の高い技量を発揮して従事しているにもかかわらず応援者というだけで手当支給対象外となると、ご本人のモチベーションに悪影響を及ぼすことが懸念されることから、立場にかかわらず当社現場でよりご活躍頂けるよう、変更いたします。

②エリアマイスター評価時期を一部変更いたします。

現行制度では、工事所長による優良職長への評価を、「入場現場における職長所属会社の契約工期終了時」に実施することとしています。しかし、外注契約工期が長期に及ぶ場合、スーパーマイスター昇格要件（2現場以上の工事所長による『A』評価を受けること）を満たすまで時間を要する事例が発生しています。そのため、エリアマイスターについては、同一現場に1年以上従事する場合、工事所長は職長所属会社の工期内で毎年12月に評価を行うことができるよう改定いたします。

また、工事所長による『A』評価が1現場のエリアマイスターであっても、以下の要件を満たすことで2現場の工事所長による『A』評価を受けたこととみなします。

- ① 同業他社が定める、当社スーパーマイスターに相当する最上位資格の保有を証明すること。
- ② 職長所属会社が、職長の安全管理、作業指揮等の能力が特に優秀であることの『推薦書』(任意様式)を提出すること。

《2023年度スーパーマイスター認定要件に係る経過措置について》

エリアマイスターのうち、次の6つの要件を満たす者は、当社の支社安全衛生環境委員会および中央安全衛生環境委員会で審査し、適合と判断した者をスーパーマイスターに認定いたします。(⑥の太字下線部分が経過措置の該当箇所となる)

- ①安全衛生協会の正会員会社に所属。
- ②CCUS能力評価制度における「レベル3(シルバー)」以上に該当している。
- ③当社工事所での累積実績日数300日以上。
- ④過去1年間、休業4日以上等の事故・災害を配下作業員もしくは本人が発生させていない。
- ⑤年齢満70歳未満。
- ⑥エリアマイスターとして、2現場以上の工事所長による評価が『A』である。

但し、工事所長による『A』評価が1現場のみのエリアマイスターであっても、以下の条件を満たすことで2現場の工事所長による『A』評価を受けたこととみなす。

- a) 同業他社が定める、当社スーパーマイスターに相当する最上位資格の保有を証明すること。
- b) 職長所属会社が、職長の安全管理、作業指揮等の能力が特に優秀であることを記した『推薦書』(任意様式)を提出すること。

※スキルマップサイト(優良職長従事实績の電子報告システム)の勤怠報告手順および優良職長手当の請求書発行手続きについては、現行から変更ありません。

以 上